

R6 森さぼ・補助メニュー一覧表

区分	種目	内容	事業実施主体	採択要件	補助対象経費	補助率又は補助金額	
1. 森林施業支援事業	(1)造林事業	私有林で、国、県事業の補助対象外の新植・補植・保育 (下刈り、枝打ち、除伐、間伐、) ・竹林除去への助成	森林所有者等 林業事業体	新植・補植・保育・新植に先立ち行う竹林除去 樹種:スギ、ヒノキ、マツ等針葉樹、広葉樹等 面積:0.1ha 以上	新植・補植・竹林除去に係る経費(資材費、労務費、機械器具損料、諸経費) 保育…下刈り(年2回まで)、枝打ち、除伐、間伐に係る経費(資材費、労務費、機械器具損料、諸経費)	補助率:2/3 以内(補植は1/2 以内) ただし、低コスト再造林対策苗木(コンテナ苗)による新植・補植は、苗代のみ補助率 5/6 以内	
	(2)市産材生産促進事業	主伐・利用間伐	私有林で、国、県事業の補助対象外の主伐・利用間伐及び運搬への助成	森林所有者等 林業事業体	造林を前提とした主伐・利用間伐による市産材の生産 樹種:スギ、ヒノキ、マツ等針葉樹、広葉樹等 面積: 主伐 0.1ha 以上 1.0ha 未満 利用間伐 0.1ha 以上 3.0ha 未満 搬出材積:10 m ³ 以上	主伐・利用間伐に係る経費	補助金額: 主伐: 製材用への出荷割合 18%以上 620 円/m ³ 18%未満 310 円/m ³ 利用間伐: 310 円/m ³
		運搬			出雲木材市場、出雲地区森林組合丸棒加工工場への木材の出荷 樹種:スギ、ヒノキ、マツ等針葉樹、広葉樹等 搬出材積:10 m ³ 以上	土場から出荷先までの木材の運搬に係る経費	補助金額:750 円/m ³ 以内
	(3)作業道整備事業	新設	私有林で、国、県事業の補助対象外の作業道整備への助成	森林所有者等 林業事業体	規格:延長 50m以上 幅員 1.5m以上 3m 以内 最急勾配:25%	主伐、利用間伐、造林用資材及び労務の搬入等の造林事業に付随する作業のための簡易なものとし、恒久的な工作物は除く。(資材費、労務費、機械器具損料、諸経費)	補助金額:延長(m)×幅員(m)×650 円以内
		修繕			既設作業道管理修繕	既設作業道管理修繕費(資材費、労務費、機械器具損料、諸経費)	補助率: 2/3 以内 限度額: 60 万円
	2. 担い手支援事業	(1)安全対策事業	安全防具購入	林業従事者及び木材業従事者の労働安全衛生に対する助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者	市内に住所を有する現場従事者又は現場従事者を有する林業事業者若しくは木材事業者で 5 年間の現場従事が見込まれる者。	安全防具購入費
資格取得			資格の取得(伐採・造材・集材関係、作業道関係、土場関係、製材・木材加工作業関係)にかかる受講料、旅費等				補助率:2/3 以内 限度額:5 万円/人、10 万円/事業体
研修会等開催支援			担い手育成に資する研修会に対する助成	林業事業者及び木材事業者で構成する組織等	林業担い手の育成等を目的とした事業であること。	林業担い手の育成等を目的として開催する研修等にかかる経費(報償費、旅費、印刷製本費、資材費、広告料、使用料及び賃借料等)	補助率:2/3 以内又は 10/10 以内 限度額:30 万円
(2)機械・器具支援事業		機械・器具取得支援	林業労働災害防止・省力化及び品質向上に資する機械・器具取得への経費助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者 みんなでつくる出雲の森事業出荷登録者	伐採・集材・運搬(土場まで)、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の購入で 1 台 20 万円以上とする。 ただし、チェーンソー及び刈払い機の場合は、エンジン式、バッテリー式どちらも 1 台 5 万円以上のものを補助対象とし、みんなでつくる出雲の森事業の出荷登録者であること。	伐採、集材、運搬、製材・木材加工等に使用し、林業労働災害防止、省力化及び品質向上に資する林業機械・器具の購入費で、中古機械・器具の購入費も対象とする。	補助率:1/3 以内 限度額:150 万円。
	機械・器具賃借支援	林業労働災害防止・省力化及び品質向上に資する機械・器具賃借への経費助成	森林所有者等 林業事業体 木材事業者	伐採・集材・運搬(土場まで)、製材及び木材加工等に使用する機械・器具の賃借。	伐採、集材、運搬、製材・木材加工等に使用し、林業労働災害防止、省力化及び品質向上に資する林業機械・器具の賃借費	補助率:1/2 以内 補助期間: 6 ヶ月以内/人・事業体 限度額:15 万円/月	
	林業 ICT 支援	林業の省力化に資する器具購入・システム導入経費に対する助成		林業の省力化に資する器具購入やシステム導入。	林業の省力化に資する器具購入・システムの導入にかかる経費	補助率:1/2 以内 限度額:100 万円	
3. 普及・啓発事業	(1)普及・事業	森林整備・林業振興に資する事業に対する助成	森林整備・林業振興に資する団体	林業事業者及び木材事業者等が相互に連携し、森林整備・林業振興を目的とした事業であること。	森林整備・林業振興に資する事業にかかる経費	補助率:2/3 以内又は 10/10 以内 限度額:100 万円	
	(2)啓発事業	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発活動に対する助成	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発に資する団体	地域、学校、団体が行う森林・林業・木材利用に関する啓発等を目的とした事業であること。	林業体験、木工教室等にかかる経費(報償費、印刷製本費、資材費、広告料、使用料及び賃借料等)	補助率:2/3 以内 限度額:20 万円 ただし、資材費については市産材を用いた場合に限り 10/10 以内	